

# 青森県報

号外第四十九号

平成十九年  
五月十六日  
(水曜日)

## 目 次

### 選挙管理委員会

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程（事務局）… 一  
病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び  
保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホ一  
ム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…（同）…四

## 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十九号

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十九年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職選挙法等の施行等に関する規程の一部を改正する規程

公職選挙法等の施行等に関する規程（昭和五十七年十二月青森県選挙管理委員会告示第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「自動車及びポスター公営条例」を「自動車使用等公営条例」に、「使用及びポスターの作成」を「使用等」に改める。

第五十条中「身体障害者更生支援施設」を「身体障害者支援施設」に改める。

第二百二十四条の二第一項中「自動車及びポスター公営条例」を「自動車使用等公営

条例」に、「又は第六条」を「第六条又は第九条」に、「又は第七条」を「第七  
条又は第十条」に改める。

第二百三十四条の三第一項中「自動車及びポスター公営条例」を「自動車使用等公  
営条例」に、「又は第八条」を「第八条又は第十一条」に改める。

第二百三十四条の四中「自動車及びポスター公営条例」を「自動車使用等公営条  
例」に、「又は自動車及びポスター公営条例」を「自動車使用等公営条例」に、「  
」を「。又は自動車使用等公営条例第十条に規定する有償契約を締結したピラの  
作成を業とする者（以下「ピラ作成業者」という。）に」に改める。

第二百三十四条の五第一項中「又はポスター作成証明書、自動車及びポスター公  
営条例第三条又は第七条」を「ポスター作成証明書又はピラ作成証明書を、自動  
車使用等公営条例第三条、第七条又は第十条」に、「又はポスター作成業者」を「ポ  
スター作成業者又はピラ作成業者」に改め、同条第二項中「及びポスター作成証明書  
」を「ポスター作成証明書及びピラ作成証明書」に改める。

第二百三十四条の六第一項中「自動車及びポスター公営条例」を「自動車使用等公  
営条例」に、「又は第八条」を「第八条又は第十一条」に、「又はポスター作成証明  
書」を「ポスター作成証明書又はピラ作成証明書」に、「又はポスター作成業者」  
を「ポスター作成業者又はピラ作成業者」に改める。

第八十号様式の二その二の次に次の一様式を加える。

第八十号様式の二（第二百三十四条の二関係）  
その三

ピラ作成契約届出書

青森県選挙管理委員会委員長 殿  
年 月 日 執行青森県知事選挙  
候補者 氏 名 印

その三

ピラ作成契約届出書

年 月 日

次のとおりピラの作成契約を締結したので届け出ます。

記

契約年月日	契約内容		備考
	契約枚数	契約金額	
	契約の相手方の氏名又は は名称及び住所並びに 法人にあつてはその代 表者の氏名		


備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

県民二十町警察のGIIIのG-I及びG-IIの「使用及びボスターの作成」や「使用等」  
 に関する「回覧表」の次の次の「使用及びボスター」  
 県民二十町警察のGIII（県民三十町警察のGIII）  
 のGIII

ピラ作成枚数確認申請書

年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 殿

年 月 日執行青森県知事選挙

候補者 氏 名 ①

次のピラ作成枚数につき、青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名

3 確認申請枚数 枚

区 分	作成枚数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数 (A)	枚	枚
今回の枚数 (B)	枚	枚
枚数計 (A) + (B)	枚	枚
備考		

備考

- 1 この申請書は、ピラ作成業者ごとに別々に候補者から青森県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ピラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のピラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

県民二十町警察のGIIIのG-I及びG-IIの「使用及びボスターの作成」や「使用等」  
 に関する「回覧表」の次の次の「使用及びボスター」  
 県民二十町警察のGIII（県民三十町警察のGIII）  
 のGIII

確認番号

ピラ作成枚数確認書

青森県議会議員及び青森県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第11条の規定に基づき、次のピラ作成枚数は、公職選挙法第143条第1項第3号に定める枚数の範囲内であることを確認する。

年 月 日

青森県選挙管理委員会委員長 氏 名 ②

記

- 1 年 月 日執行青森県知事選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ピラ作成枚数について確認を受けた候補者からピラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したピラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ピラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ピラ作成業者は、青森県に支払を請求することはできません。

県民二十町警察のGIIIのG-I及びG-IIの「使用及びボスターの作成」や「使用等」  
 に関する「回覧表」の次の次の「使用及びボスター」  
 県民二十町警察のGIII（県民三十町警察のGIII）  
 のGIII



円	枚	円	円	枚	円
請求金額		備考			
単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)			
円	枚	円			

備考

1 ①欄には、次により算出した額を記載してください。

(1) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合 7円30銭

(2) 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合

365,000円 + 4円88銭 × (当該作成枚数 - 50,000)

当該作成枚数

・・・1銭未満の端数は切上げ

2 ②欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。

3 ③欄には、①欄と②欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

4 ④欄には、②欄と③欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

青森県選挙管理委員会告示第四十号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成十九年五月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一の表中

美保野病院	"	大字大久保字大山三二の二	を
-------	---	--------------	---

総合リハビリ美保野病院

" 大字大久保字大山三二の二

に改め、

田子町国民健康保険町立田子病院

" 田子町大字田子字前田二の二

を削る。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭